

資料 5

基本目標

	国	三重県	尾鷲市(案)	熊野市(参考)
	人命の保護が最大限図られる	人命の保護が最大限に図られること	人命の保護が最大限に図られること	人命の保護が最大限に図られること
	国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	地域及び社会の重要な機能を維持する	本市及び社会の重要な機能を維持する	本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
	国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
	迅速な復旧復興	迅速な復旧復興に資すること	迅速な復旧復興に資すること	迅速な復旧復興に資すること

事前に備えるべき目標

	国	三重県	尾鷲市(案)	熊野市(参考)
1	直接死を最大限防ぐ	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	大規模自然災害等発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
3	必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	大規模自然災害等発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	大規模自然災害等発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	大規模自然災害等発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	制御不能な二次災害を発生させない	制御不能な二次災害を発生させない	制御不能な二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	大規模自然災害等発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

三重県国土強靱化地域計画において設定された「起きてはならない最悪の事態」をもとに、尾鷲市の地域特性（特に県全体の特性と比較した際の尾鷲市の該当状況）を踏まえ、項目の削除・表現の修正を行い、設定。

		国		三重県		尾鷲市（案）					
事前	に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	事前	に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	事前	に備えるべき目標				
1	直接死を最大限防ぐ	1 1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1 1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	1	大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1 1-1	建物・交通施設・避難路等の複合的大規模倒壊・崩落による死傷者の発生
		2 1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			2 1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災			2 1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		3 1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生			3 1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生			3 1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		4 1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			4 1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			4 1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		5 1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生			5 1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			5 1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり地域の脆弱性が高まる事態
		6 1-6	暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生			6 1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			6 1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7 2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	7 2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	7 2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
		8 2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			8 2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落（難島を含む）等の同時発生			8 2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		9 2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			9 2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			9 2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		10 2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			10 2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			10 2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		11 2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			11 2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足			11 2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
		12 2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			12 2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			12 2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	14 3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	14 3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	14 3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		15 3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全			15 3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の発生			15 3-2	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		16 3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			16 3-3	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			16 3-3	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	17 4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	17 4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	17 4-1	通信網の遮断による情報伝達機能の停止
		18 4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			18 4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態			18 4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
		19 4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態								
5	経済活動を機能不全に陥らせない	20 5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	19 5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	18 5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		21 5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基大な影響			20 5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			19 5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への基大な影響
		22 5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			21 5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			20 5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		23 5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への基大な影響			22 5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止			21 5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		24 5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への基大な影響			23 5-5	食料等の安定供給の停滞			22 5-5	食料等の安定供給の停滞
		25 5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への基大な影響								
		26 5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への基大な影響								
		27 5-8	食料等の安定供給の停滞								
		28 5-9	異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への基大な影響								
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	29 6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	24 6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	23 6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		30 6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			25 6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			24 6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		31 6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			26 6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			25 6-3	ゴミ処理施設、し尿処理施設等の長期間にわたる機能停止
		32 6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			27 6-4	地域交通ネットワークが分断する事態			26 6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		33 6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全							27 6-5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	34 7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7	制御不能な二次災害を発生させない	28 7-1	市街地での大規模火災の発生	7	制御不能な二次災害を発生させない	28 7-1	市街地での大規模火災の発生
		35 7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			29 7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			29 7-2	沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		36 7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊に伴う陥没による交通麻痺			30 7-3	沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			30 7-3	沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		37 7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生			31 7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生			31 7-4	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		38 7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃			32 7-5	有害物質の大規模拡散・流出			32 7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		39 7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃			33 7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大			33 7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	40 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	35 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	34 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		41 8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			36 8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			35 8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		42 8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			37 8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			36 8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		43 8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			38 8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			37 8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		44 8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			39 8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			38 8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		45 8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への基大な影響							39 8-6	被害調査や罹災証明の遅延により生活再建が大幅に遅れる事態

強靱化施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

	国	三重県	尾鷲市(案)	熊野市(参考)
個別施策分野				
	行政機能 / 警察・消防等	行政機能 / 警察・消防等	行政分野	行政分野
	住宅・都市	住宅・都市	住環境分野	住環境分野
	保健医療・福祉	保健医療・福祉	保健・医療・福祉分野	保健・医療・福祉分野
	エネルギー	エネルギー	産業分野	産業分野
	金融	金融	国土保全分野	国土保全分野
	情報通信	情報通信		
	産業構造	産業構造		
	交通・物流	交通・物流		
	農林水産	農林水産		
	国土保全	国土保全		
	環境	環境		
	土地利用(国土利用)	土地利用		
横断的分野				
	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション分野
	人材育成	老朽化対策	耐震化・老朽化・長寿命化対策	耐震化・老朽対策分野
	官民連携	研究開発	官民連携	
	老朽化対策			
	研究開発			

計画の構成

	国	三重県	尾鷲市(案)	熊野市(参考)
第1章	強靱化の基本的考え方	地域計画策定の基本的考え方	地域計画の基本的な考え方	地域計画策定の基本的考え方
第2章	脆弱性評価	脆弱性評価	対象とする災害と被害想定	対象とする災害と被害想定
第3章	国土強靱化の推進方針	脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取組方針	脆弱性評価	脆弱性評価
第4章	計画の推進と不断の見直し	計画の推進と不断の見直し	脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の取組方針	国土強靱化の推進方針
第5章			計画の推進と不断の見直し	プログラムの重点化
第6章				計画の着実な推進に向けて